

国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等規程 平成16年10月6日 16選規程 第2号</p> <p>第1条～第6条 省略</p> <p>(意向調査の参加資格者)</p> <p>第7条 意向調査の参加資格者は、意向調査の公示日に国立大学法人東京農工大学職員就業規則第4条第1項に定める常時勤務を要する職員である者とする。 なお、同条第2項から第5項までに定める者は参加資格者となることができない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、意向調査の日までに前項の職員（なお書きに定める者を除く。）となった者は参加資格者となり、職員でなくなった者又は別に定める者は参加資格者となることができない。</p> <p>第8条～第10条 省略 附 則 省略</p>	<p>第1条～第6条 省略（現行どおり）</p> <p>(意向調査の参加資格者)</p> <p>第7条 意向調査の参加資格者は、意向調査の公示日に国立大学法人東京農工大学職員就業規則第4条第1項に定める常時勤務を要する職員である者とする。 なお、同条第2項及び第3項に定める者は参加資格者となることができない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、意向調査の日までに前項の職員（なお書きに定める者を除く。）となった者は参加資格者となり、職員でなくなった者又は別に定める者は参加資格者となることができない。</p> <p>第8条～第10条 省略（現行どおり） 附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則 (22 選規程 第1号)

この規程は、平成22年 7月16日から施行する。